



<研究ノート>ジェームズ・マセソンの自由貿易観

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西村, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002136

ジェームズ・マセソンの自由貿易観

西村孝夫

一 ジェームズ・マセソン略歴

近代イギリス東洋貿易史上、最大の資本力と最広の活動範囲を擁するジャーディン・マセソン会社 Jardine, Matheson & Co. Ltd. の創始者の一人であった彼は、一七九六年一月七日スコットランドの Sutherlandshire 西部 Loch Shin (シン湖) の Lairg 近傍に、Donald Matheson の子として生まれた。エディンバラ大学を卒業後、東インド会社のインド貿易独占が開放された一八一三年十七才で叔父の経営するカルカッタの Mackintosh & Co. に勤務し始めた。しかし事務上の失敗で悩んでいた彼に対して一船長が与えたカン

ジェームズ・マセソンの「自由貿易」観

トン行の勧めにしたがい、一八一八年にはカントンに行き、翌一九年カルカッタの Robert Taylor とパートナーシップを組んで事業を始めた。この頃には既に、後年ジャーデン・マセソン会社の共同創始者となったウィリアム・ジャーディン William Jardine (1784~1843) と知り合った。一八二三年にはデンマーク領事として (この意味については拙稿「ジャーディン (誌を) カントンに定着し、二六年にはカルカッタ在のスペイン商人 F. X. de Yrissari と共に Yrissari & Co. を組織した。しかし翌年 Yrissari が死亡したので、甥 Alexander Matheson と共に Matheson & Co. を組み、翌二八年一月にはカントンの有力貿易商社 Magnic & Co. に参加した。

これが機縁で、やはり Magniac & Co. に参加したウィリアム・ジャーディンと共に、一八三二年ジャーディン・マセン会社を創立するに至った。その後三五―六年の一时的な帰国を除いて四二年まで中国にずっと滞在し、会社発展の基礎を築いた。四二年帰国後は、四三年メリー・ジェーンと結婚、四三―七年イングランドのデボンシャーのアシュバートン Ashburton 選出代議士、四七―六二年 Ross & Cromarty 州（スコットランド）の選出代議士として活動した。四四年にはマッケンジー家からスコットランド西岸ルイス島を一九万磅で買い、さらに改良に三二万磅余を支出したという。一八五一年一月一日、この改良の功績により男爵位を授けられた。死没したのは一八七八年二月三日 Mentone（不詳）に於てであった。

徒手空拳東洋に赴き、事業と財産を築き上げて功なり名とげた典型的なイギリス商人の一例を示しているが、ここで特に注目したいのは、自由貿易に対する彼の時には文筆による、時には実践的な活動である。この点から見れば、彼がスコットランド人でエディンバラ大学に学んだこと、一八二七年から一八四三年にかけて、中国における最初の英字新聞といわれる “Canton Register” を発刊したこと、自由貿易のキャ

ンペーンのため一時帰国を行なった一八三五―六年の時に、ここに取上げる “The Present Position and Prospects of the British Trade with China, together with an Outline of some Leading Occurrences in its past History” をロンドン の Smith, Elder & Co. から刊行していること、しかもこの発売元にスミス、リカードウ、マカロックなどの経済学者の著書を注文した書簡をカントンから発していること (Greenberg, M., *British Trade and Opening of China*, 1951, p. 74) などは注目に値する史家である。こうした活動の中、他の諸点は別の機会に総括的に、あるいは分析的に取上げる積りであるが、ここでは “The Present Position.” (以下このようにに略称する) の内容を紹介しつつ、彼の自由貿易観を探ってみよう。

II “The Present Position.” の構成と目的

本書の目次は次の通りである。

Present Position, &c.

Historical Outline

Some instances of successful negotiation with the

Chinese

Emperor's edict reprehending the extortions of the

Hong Merchants

On the arbitrary duties levied on foreign trade at Canton

On the criminal and admiralty jurisdiction conferred on

His Majesty's Superintendents in China

On homicides in China. (By the late Rev. Dr. R.

Morrison)

Memorials to His Majesty's Government from the merchants of Manchester, Liverpool, Glasgow, and

Canton

Statement of British Trade at Canton, 1833-34

Statement of British Trade at Canton, 1834-35.

この配列順序を見ると、彼の本書執筆・刊行の意図はほぼ明らかである。アヘン戦争（一八四〇—四二年）数年前のイギリス対中国貿易の現況から説き起こして、過去の貿易史実を探り、東インド会社の中国貿易独占開放（一八三四年）後における同貿易拡大の可能性を確認した上で、同貿易が中国側、とくにカントン官憲による重課、苛政や政治的不安のため阻止されている事情にふれ、中国貿易の文字通りの自由化（すなわち中国側も開国すること）につきイギリス政府の

ジェームズ・マセソンの「自由貿易」観

強力な支援を要請していることが、目次をみても判然として
いる。この要請がジャーディン・マセソン会社のみならず、
当時輩出したつあったこの種の在中國英貿易業者の主張であ
り、同時にそれは中国市場を目指す本国新興工業、とくに綿
織物、鉄鋼諸工業やこれらの製品を輸出する新たな商人層と
その団体の主張と利害を共にするものであった。彼は在カン
トンの実務経験者としてとくにイギリス政府に向かって発言
した訳である。この利害の「共生」関係を剋明に述べることも
重要な論点の一であるが、この論究は別の機会に譲る。ただ
参考のために、イギリス政府の政治・外交・通商政策の決定
に当たっていかにジャーディン・マセソン会社が強力な影
響をもったかは、ジャーディンが議会で証言に立ち（内田
「在支英國商社怡和洋行の發展史的分
析」(二三頁)、『支那研究』五二号) また一八三〇—四一年
の間グレー内閣の外相であったパーマストンが次の如く書い
ているところから知られる (Fairbank, J. K., Trade and
Diplomacy on the China Coast,
Vol. 1, 1953.)
p. 83)

“To the assistance and information which you and Mr.
Jardine so handsomely afforded to us, it was mainly owing
that we were able to give our affairs, Naval, Military and
Diplomatic, in China, those detailed instructions which

have led to these satisfactory results. It is indeed remarkable that the information which we procured from yourself and various other persons whom we consulted in the Autumn of 1839, which was embodied in instructions which we gave in February, 1840, was so accurate and complete that it appears that our successors have not found reason to make any alterations in them, and it has turned out that the decisive operation has been that in the Yang tsi Kiang which we suggested to our Naval Commandor as far back as our instruction of February, 1840, and that the Conditions of Peace imposed upon the Emperor are Precisely those which we had instructed our Plenipotentiaries Elliot and Pottinger to obtain. There is no doubt that his event, which will form an epoch in the progress of the civilization of the human races, must be attended with most important advantages to the commercial interests of England.”

三 内 容 分 析

まず現在の中国貿易の状況について、彼は中国人がヨーロッパ

ッパ人との交易をカントン港に局限し、不名誉極まる監視と制限 the most ignominious surveillance and restrictions を加えているという(二一頁)。しかし中国は広大な市場を有し、それを利用すべき好機が来ている。

本国イギリスにおける中国貿易に関する蒙を啓くこと、東インド会社の独占が廃止された今日、かつての法人 corporate 組織による貿易に代って、私的 individual 組織による貿易システムが確立されねばならぬが、これに政府の全面的な愛顧と支持とが与えられねばならぬ(七頁)。

そこでその中国貿易の現況を殆んど半ば以上頁数を費して考察する。まず東インド会社の近視眼的で不正な諸政策の齎した諸弊害とイギリスの中国貿易に与えている影響とを指摘せねばならぬ。会社は中国人の眞の性格を無視し、例えば一七五一年には会社への重課を除くため、中国地方官憲の買収を船荷上乗人 supercargoes に許したため、地方官憲は北京朝廷で贈賄して全外国貿易の独占を確保してしまった(九頁)。また会社は貿易維持のため不必要な讓歩 ‘submission for the trade’s sake’ を行ない、かえって中国側から侮蔑された(二二頁)。広東総督は、イギリス人を目して “a mercenary gain-scheming set of adventures” と考えている(二七頁)。こ

うして貿易利害はおろか、個人の安全さえ危険にさらされている(頁二二)中国皇帝は独立国家の主権者としていかなる法規制をもなしうるといわれるが、しかし理論上人類は自然にしたがって相互に交易する義務をもつ。この義務は凡ゆる国民、国家に及ぶ(頁三四)。この辺りの論議については、彼は'a distinguished writer'と考える Vattel (Erich de Vattel の法学者 'Le Droit des gens' (1758) を著す) から長い引用 Encyclopaedia Britannica, Vol. 23, 1963, p. 10) から長い引用をしながら、国際分業の利益を説くりカードウの「比較生産費説」の水準にまでは整理されていないが、各国がその土地と勤労とを「最も有利な仕方」*in the most advantageous manner* 利用し、人類全体がこれによって利得者となるという(頁三五)しかし、明確な条件はないが、従来幾世紀間も中国はイギリスと通商を続けるという義務を約したのは事実であり、貿易の利益は「相互的」*reciprocal* である(頁四二)。彼等は「一六七八年イギリス商人を「招致」*invite* したし、また貿易の完全な認可を与えている(頁四三)から、彼等がイギリス商人に便宜を供すべき義務は完全にある(頁四四)。

しかしながら現実様々の妨害によってカントンにおけるイギリス商人の貿易は停止されかかっている(頁四九)。貿易をイギリス国民の名誉に相応しい条件で続けるというのならば、

ジェームズ・マセンの「自由貿易」観

わが国の政策は断乎改策されねばならぬ(頁五〇)。ネイピア卿に対して加えられた侮辱に未だ復しゅうは行なわれていない(頁五二)。このような侮辱に何の対応もなきなければ、イギリスの貿易は大きな危険に陥る。わが政府が迫害されつつあるカントン在同胞のため決然たる手段を示すことはその義務である(頁五六)。ここで彼はカントンで対中貿易を行なう「free traders」(p. 55) は「国家的事業」*a national enterprise as that of the China trade* を行なうものであると述べている(頁五六頁末)。この「国家的」という語が意味する内容、つまり「イギリス製造工業製品の流通を担当し、その販路を拡大する」という意味を適確に把握する必要がある。

もし決然たる態度に出れば、恐らく中国人及び皇帝は敵対的な手段をとることはあるまい(頁六一)。この国における広汎な腐敗と低能、人民の貧しさは北京朝廷もよく知っているから、イギリス人のように強力な国民に対して断交したり、極端な手段をとることはできない(頁六二)。中国の北京東沿岸に一・二隻の英戦艦を見るだけで、彼等は侮辱・抑圧をやめ、理性と正義との命ずるところに従うであろう(頁六三)。東インド会社のように、中国人の信頼をえようとする(頁六四)「拙稿」トニーの対中貿易交渉(大府大経済研究三三号)は愚かで無用の策である。イギリス

王はその臣民を重大な損害から守るべき義務に「縛られてい
る」bound(頁六七)。少数の艦隊は中国の内・外貿易の大半を
停止させ、その武装艦を捕えうるのである(頁六八)。また中国
のマカオを占拠してここを自由港たらしめるといふ意見につ
いては、彼はむしろ舟山の方を選定すべきであるといふ
(頁六九)。この他に彼はアモイ(福建省)が良港であると註記
している(頁七六)。一八四二年南京条約における五港開放の選
定に当たってこうした意見が容れられている筈である。

ともかくカントンの地方官憲や公行と交渉するのではなく
(頁七七)、最も必要な(desideratum)、北京朝廷への直接交渉
(a direct access to court at Peking)(頁七〇)に入るべきであ
る。イギリス政府が決定的な手を打つべき時は来ている
(頁七九)。

次に、マセソンは対中国貿易史上の重要な出来事を考察す
る。彼自身の語によれば、この考察は前掲の論議を説明、補
強するために行なわれる(頁八一)。さて中国の貿易を開くにつ
いての諸困難は、ヨーロッパ諸国との競争の結果ではなく、
中国人の外国人に対する嫌厭の結果であった(同上)。これを
重要な出来事から明らかにしてみようといふ、彼はポルト
ガル人の対中国貿易開始(一五一七年)以来の歴史を簡単に

辿り、ヨーロッパ商人に対する制限は中国人の「傲慢」
arrogance と「恐怖」fear よりは、それらとともにむしろ彼
等の「嫌厭」aversion がより強力な動機となっているといふ
(頁一〇)。これは前章での叙述の仕方と少々異なるが、しかし
彼自身もそれを認めており、次の項目で中国人との交渉が成
功した例を挙げて、この「嫌厭」をいかにして弱めうるかを
考える。

そして「適当な決意」 a moderate degree of firmness が、
中国人から譲歩をえるために充分であると指摘する(頁一〇)。
そして一八二九—三〇年のカントンにおけるイギリス婦人の
在住問題や重課に対する抗議についての諸実例をあげる。そ
してネイピア卿問題に関する論議の未発布された皇帝の勅
令が公行の不法徴収を非難している点を引用する(頁一〇九)。
この勅令が何を指しているかは不明であるが(例えば梁嘉彬
一五二頁以下)、マセソンの意図では中国皇帝自身が中国側の非を認
めた事実として引用しているのである。

さらに彼は、今度は東インド会社の商館記録中から、カン
トンにおける貿易に課せられる恣意的な徴収の例を抜萃して
来る(頁一一)。そしてこれを一表にしているが、結論的に見て、
綿製品一斤(五九六・八二グラム)につき〇・二〇五四テ

ルの関税を支払って後、なお一・五テール（六志八片）を差引かれることになるという（五一頁）。彼が綿製品の例を挙げている点に注目すべきである。けだし彼等マセソンなど新しい貿易商人が扱う主要商品であり、それへの課徴が一番問題となるからである。

次に、彼はイギリス人が中国内で犯罪を犯した場合、これをイギリスの監督官 (superintendent) が裁く法律は決して独立国である中国に「帝国内の帝国」imperium in imperio を設けるものでないという（一七五頁）。そしてモリソンの記した「中国における殺人に関する覚え書」Remarks on Homicides in China を抜萃して、中国側が殺人に関して極めて峻厳なやり方で、故意も過失も区別することなく処罰するといふ（一一七頁）。この辺りの記述は一八三三年のネイピア卿を首席とする駐在貿易監督官達がパーマストンの訓令に従ってカントンに赴き、そこで行なった交渉や武力的行為の結果について弁解を試みている訳で、この交渉に当たって William Jardine が姿を現わしていることは注目に値する（前掲梁一見）。共同者ジャーディンが活動した仕事であるだけに、マセソンがネイピアの復しゅうをと極言した動機は明白であり、本書全体の執筆の直接の動機をも雄弁に物語るものである。

ジェームズ・マセソンの「自由貿易」観

る。

ここまで論じて、彼は

- ① マンチェスター商工会議所 the Chamber of Commerce and Manufactures at Manchester のメルボーン卿(首相)、パーマストン卿(外相)に当たった陳情(一八三六年二月)
 - ② リヴァプール東インド協会 the Liverpool East India Association のメルボーン卿宛陳(一八三六年二月)
 - ③ グラスゴー東インド協会 the Glasgow East India Association の首相宛陳情(一八三五年六月二日)
 - ④ 在カントン、イギリス商人有志(八八名)の枢密院に対する請願(一八三四年十二月九日)
- を付録として載せ(一三―三五頁)、さらに一八三三年四月一日～三四年三月三十一日及び一八三四年四月一日～三五年三月三十一日におけるカントンでの会社の貿易及び私的貿易の品目総計を挙げている(一三六頁)。これらを点検してみても、会社貿易の場合には輸出はイギリス毛織物、綿製品、輸入は茶、私貿易の場合には輸出はアヘン、インド綿製品、輸入は生糸が断然多いことが判る。したがって、マンチェスターからの陳情に、中国がイギリス製造工業の市場を提供し、イギリス人の要求する茶、生糸を産すると指摘している(二三頁)こと、

同じくリヴァプールからのそれも同じ点に言及していること(六頁)、あるいはグラスゴーからのそれが「イギリスと中国との自由貿易」free trade of Great Britain and Chinaとい(七頁)、カントン商人達が「両国の相互利益」the mutual advantage of both countries をうたっている(二頁)内容も明白である。ただカントン商人達は随処に「武力」armed force; armed vessels を仄めかしており(一三〇頁)、この点で前三者に比しより積極的である。マセソンの立場は後者に近いと判断される。それゆえマセソンがむしろ国内業者や政府筋に強力に働きかけているものと判断してよい。

四 結 語

恐らくマセソンの執筆した文章は本書のみに止まるものではないだろうが、しかし以上の所論からもうかがえるように、彼はイギリス自由主義経済学説の主張をその儘踏襲している。スミス、リカードウ以来の自由貿易思想が彼のバックボーンであった。

しかしスミスの『国富論』からは六〇年、リードウの『原理』からは二〇年を既に経過していること、また彼等古典学派の経済学者が重商主義政策や地主に対抗しつつ自由貿易を

国内的に唱えたに反し、マセソンその他の主張は中国に対して向けられた対外的な主張であったことを顧慮すれば、自からこの「自由貿易」の主張はスミス、リカードウのそれとまた異なった色彩を有する。既にスミスの攻撃してやまなかった東インド会社の独占(拙著『キャリコ論争史』の「研究」補論二を見よ)は廃止されて了っており、今更イギリス国内に向かって「自由貿易」を説く要はなくなっている。むしろ中国皇帝に「自由貿易」を認めさせるために、スミスの排撃した国家の権力を再登場させること、もしこれを「帝国主義的」と表現してよいなら——「帝国主義的」政策をイギリス政府に要求すること、それがマセソンの力説して止まぬ「自由貿易」なのである。したがって彼は中国貿易が「国家的事業」であると述べているのである。もちろん「帝国主義」の一特徴は「資本輸出」にあり、「商品輸出」のみではない。ジャーディン・マセソン会社がその真の「帝国主義」的活動に入るのは一八六〇年代であって、本書の段階で「帝国主義的」と名付けることに異論もあろう。ただ筆者のいいたいのは、一八四〇—四二年のアヘン戦争とその後イギリス通商政策が中国や日本で武力を伴ない、ジャーディン・マセソン会社がイギリス帝国主義の尖兵として強大な力を後に振うに至ったその発端がここに思想の形から

与えられているという事情である。したがって、マセソンの「自由貿易」観はもはやスミスやリカードウのそれとは著るしく趣を異にして現われていることを理解すべきである。あるいは本来イギリス自由貿易思想は、国内的はともかく、国際的な側面でそうした楯の一面をもつものと解すべきであらうか。

(一九六八・九・二四)

(付記 本稿をまとめるに当って資料作成につき、大英博物館のガードナー氏及び大阪府立大学経済学部多度津亮介氏に大へん御世話になった。またこの研究は昭和四十三年度文部省科学研究費による研究の一部である。記して感謝の意を表したい)